

庁議付議事案書

開催・令和2年3月25日

所管部課	総務部 職員課	部長	阿部 晴彦	(印)
件 名	東大和市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について			
		区分	○ 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則			
部課機関	東大和市職員の育児休業等に関する条例			
1. 要旨				
1) 改正の要旨	東大和市職員の育児休業等に関する条例において、会計年度任用職員の育児休業及び部分休業は「勤務日数を考慮して規則で定める」こととなっていることから、改正を行うものである。			
2) 主な改正内容				
	・会計年度任用職員の育児休業及び部分休業の対象者については、1週間の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の勤務日数が11日以上又は1年間の所定の勤務日数が121日以上である職員（部分休業については、勤務日数に加えて、1日につき定められた勤務時間が6時間以上である勤務日がある職員）とする。			
3) 施行日等				
	令和2年4月1日			
4) 影響及び効果				
	制度の趣旨に沿った対応が図られる。			
2. 経過(現時点に至るまでの経過)				
	文書課審査済			
3. 留意事項(問題点等)				
4. 主管部処理案(検討結果等)				
	庁議終了後、速やかに改正の手続きを進めたい。			
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。